

北九州市農業委員会

第28回西部部会会議（令和7年度11月部会会議） 議事録

1 日 時 令和7年11月11日(火)午後2時30分～午後2時45分

2 場 所 八幡西区役所折尾出張所2階 会議室

3 出席委員及び欠席委員

・出席委員 19名

農業委員 7名

大庭 喜重	岩男 徹	竹内 輝壽	山鹿 茂紀
木原 幹雄	山田 泉	大庭 美智子	

農地利用最適化推進委員 12名

秋山 誠	大庭 研次	小田 勝	香山 安孝
西 孝義	宮野 誠司	千々和 義孝	酒井 昭夫
太田 義久	吉永 繁治	森野 幸則	浦邊 光造

・欠席委員

農地利用最適化推進委員 1名

相良 美一

4 事務局出席者

福田 事務局長	池永 次長	荒木 係長
---------	-------	-------

5 議 事

(1)農地法関係

【議案】

議案第62号	農地法第3条の規定による許可申請について	7件
議案第63号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件

【報告】

報告第111号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	3件
報告第112号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	10件
報告第113号	許可又は受理の取下願について	2件
報告第114号	非農地証明願について	1件

(2)一般議案

なし

6 傍聴人

なし

部会長

ただ今より、第 28 回西部部会会議を開催いたします。

まず、出席委員の確認です。

本日の出席委員は19 名です。

欠席委員は、4番、相良委員の計 1 名です。

過半数の出席がありますので、会議をはじめます。

今回の署名委員は私と、12 番の山鹿委員、19番の大庭美智子委員です。

よろしくお願ひいたします。

本日の部会会議は、報告事項は簡略化し、事務局による読み上げは省略いたします。議案書は事前に皆様のお手元に送付され、内容はご確認いただいていることと思いますので、本部会の報告事項につきましては、ご承認をお願いいたします。

審議に入る前に、委員の皆さんにご連絡を差し上げたとおり、

農業委員の松浦和哉さんが、令和 7 年 10 月 11 日にご逝去なさいました。

松浦委員のご冥福をお祈りし、1分間の黙とうを捧げたいと思います。黙とう。

(黙とう)

部会長

ありがとうございました。

部会長

会議を始めるにあたり、議案書の一部差し替えについて、事務局から説明があります。

事務局

議案書の訂正について、ご説明します。

議案書 3 ページの議案第 63 号、「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、整理番号 2 の「転用目的」に誤りがございました。正しい転用目的に訂正しておりますので、お配りした 3 ページの差し替えをお願いします。

では、審議についてよろしくお願ひします。

部会長

では、はじめに1ページの議案第 62 号、「農地法第3条の規定による許可申請について」、本議案は委員会許可事案 7 件です。

この件について、第 2 調査委員会で事前に審査をしましたので、その意見を竹内調査長より報告をお願いします。

調査長

議案第 62 号の 1 から 7 の 3 条許可申請について、ご報告いたします。

申請地 1 については、譲受人が季節野菜栽培を行う計画です。

また、申請地 2 については、譲受人が水稻栽培を行う計画です。

また、申請地 3 については、譲受人が水稻栽培を行う計画です。

また、申請地 4 については、譲受人が水稻栽培を行う計画です。

また、申請地 5 については、譲受人が季節野菜栽培を行う計画です。

また、申請地 6 については、譲受人が水稻栽培を行う計画です。

また、申請地 7 については、譲受人が水稻栽培を行う計画です。

いずれも、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、ご報告いたします。

部会長

ありがとうございました。それでは、ご審議をお願いします。

ご意見はございませんか

(異議なし)

部会長

ご異議はないようですので、議案第 62 号、「農地法第3条規定による許可申請について」は、原案どおり許可することにします。

部会長

次に、2ページから 3 ページの議案第 63 号「農地法第5条の規定による許可申請について」、本議案は県知事会許可事案 2 件です。

この件について、第 2 調査委員会で事前に審査しましたので、竹内調査長より報告をお願いします。

調査長

議案第 63 号の 1 から 2 の5条許可申請について、ご報告いたします。

申請地 1 については、第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない「第 2 種農地」です。

申請地 1 については、既に転用許可済みの隣接する土地と一体として同一の事業の目的を達成する上で必要であり、農地を「無蓋資材置場及び無蓋駐車場」として使用するため、農地を転用するものです。

また、申請地 2 については、水管、下水道管及びガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域かつ、おおむね 500m 以内に 2 以上の教育施設が存する「第 3 種農地」です。

申請地 2 については、「無蓋車両置場」として使用するため、農地を転用するものです。

申請地1、申請地2ともに地元水利権者に承諾を得ており、被害防除計画も十分であるため、転用することは特に問題なく許可相当という結論でした。

以上、ご報告いたします。

部会長

ありがとうございました。
それでは、ご審議をお願いします。

ご意見はございませんか

(異議なし)

部会長

ご異議はないようですので、議案第63号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案どおり了承することにします。

以上をもちまして、本日の議案審議は終わりました。
そのほかで、何かございませんか。

(意見なし)

部会長

他になければ農地法関係の議案審議を終わります。

続けて、一般議案に移ります。今回は、一般議案はございません。

部会長

その他の連絡事項に移ります。
事務局から連絡事項について説明をお願いします。

(事務局から事務連絡)

部会長

皆さま方から何かありませんか。

(意見なし)

それではこれで、第28回西部部会会議を終了いたします。

お忙しい中、ご出席ありがとうございました。